

個人の税理士・公認会計士が会計参与に就任している会社

資格証明書の
発行数（※1）
約2300

会計参与にならなかった
税理士・公認会計士（※2）
約350

会計参与の任期満了
に伴う更新（※3）



税理士法人・監査法人が会計参与に就任している会社（※4）



会計参与設置会社の企業数

（※1）会計参与制度開始からの延べ数。税理士：1900通、公認会計士：416通（平成22年6月30日時点）

（※2）税理士資格証明書取得者のうち会計参与に就任しなかった者は16.2%。

出所：日本税理士会連合会「会計参与に関するアンケート結果報告（平成21年）」（対象者：税理士資格証明書取得者（n=474））

（※3）会計参与の任期は原則2年（委員会設置会社は1年）。公開会社でない株式会社（株式譲渡制限株式会社）は10年以内での伸長が可能。

（※4）税理士法人数：1987法人、監査法人数：203法人（平成22年6月30日時点）。